

令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価等について

令和2年2月25日

県の公共三部（環境森林部、農政水産部、県土整備部）では、発注する工事、設計・測量業務等の積算に用いる公共工事設計労務単価等について、下記のとおり適用することとしましたのでお知らせします。

記

1 公共工事設計労務単価等の適用について

今般、農林水産省及び国土交通省において、令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価等（以下、「新単価」という。）が決定・公表されたことをうけ、公共三部発注の工事等についても新単価を令和2年3月1日から適用します。

これにより、公告されている単価抜き設計書の単価適用年月が「令和2年3月」以降の工事等については、新単価を適用しています。

なお、令和2年3月から適用する新単価は次のとおりです。

- ・公共工事設計労務単価
- ・機械設備工事積算に係わる標準賃金
- ・電気通信関係技術者等単価
- ・設計業務委託等技術者単価
- ・港湾請負工事積算基準に係る標準賃金
- ・鋼橋積算基準における直接労務単価

※ 各単価の詳細については国土交通省のホームページをご覧ください。

また、「公共工事設計労務単価」については、県民情報センター、自然環境課、農村計画課、技術企画課、西臼杵支庁、各農林振興局、各土木事務所で閲覧可能です。

2 お問い合わせ先

環境森林部	自然環境課	技術管理担当	TEL：0985-26-7164
農政水産部	農村計画課	技術管理担当	TEL：0985-26-7165
県土整備部	技術企画課	技術基準担当	TEL：0985-26-7047

令和2年3月から適用する「公共工事設計労務単価」等の運用に係る特例措置のお知らせ

令和2年2月25日

宮崎県では、国が決定・公表した令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価等^{注1}（以下、「新単価」という。）について、令和2年3月1日から適用する予定にしております。これに伴い、下記1に示す工事^{注2}の受注者は、宮崎県工事請負契約約款第55条^{注3}の規程に基づく請負代金額^{注3}の変更の協議を請求することができます。

記

1 特例措置

- (1) 令和2年3月1日以降に契約を行う工事^{注2}のうち、平成31年3月から適用している公共工事設計労務単価等を適用して予定価格を積算しているものについては、次の方式により算出された請負代金額^{注4}に契約を変更するものとする。

$$\text{変更後の請負代金額}_{\text{注4}} = P_{\text{新}} \times k$$

$P_{\text{新}}$ ：新単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格に相当する価格
 k ：当初契約時点の落札率

- (2) 令和2年2月29日以前に契約を締結した工事のうち、3月1日において工期の始期が到来していないものについては、宮崎県工事請負契約約款第25条第6項（インフレスライド条項）の運用基準^{注5}の規程を準用するものとする。

2. お問い合わせ先

環境森林部	自然環境課	技術管理担当	TEL：0985-26-7164
農政水産部	農村計画課	技術管理担当	TEL：0985-26-7165
県土整備部	技術企画課	技術基準担当	TEL：0985-26-7047

注1：令和2年3月から適用する新単価は、宮崎県公共事業情報サービスで確認できます。

注2：業務委託契約に基づくものは、「業務委託」と読み替える。

注3：土木設計業務等委託契約書に基づくものについては「土木設計業務等委託契約書第52条」、道路維持管理業務委託契約書に基づくものについては「道路維持管理業務委託契約書第21条」、沿道修景美化推進対策業務委託契約書に基づくものについては「沿道修景美化推進対策業務委託契約書第19条」、地域総合メンテナンス業務委託契約書に基づくものについては「地域総合メンテナンス業務委託契約書第24条」と、それぞれ読み替える。

注4：業務委託契約に基づくものは、「業務委託料」と読み替える。

注5：各省庁等において、賃金等の急激な変動に対処する旨の通達がなされた場合に適用する。

令和2年3月から適用する「公共工事設計労務単価」によるインフレスライドのお知らせ

令和2年2月25日

宮崎県では、国が決定・公表した令和2年3月から適用する「公共工事設計労務単価」について、令和2年3月1日から適用する予定にしております。これに伴い、宮崎県工事請負契約約款第25条第6項（以下、「インフレスライド条項」という。）の運用基準^{注1}に基づき、インフレスライド条項の適用が可能となります。

このため、令和2年2月29日以前に契約を締結し、下記1の要件を満たす工事の受注者は、インフレスライド条項による請負代金額の変更を請求することができます。

なお、スライド額の算定には、基準日^{注2}以降の残工事を明確にするため、基準日^{注2}における出来形が確認できる書類等（下記2）の整理が必要となります。

請求される受注者におかれましては、下記に十分留意して請求を行って下さい。

また、協議の結果、スライドの適用が認められない場合もありますので御了承願います。

記

1. インフレスライド条項の適用要件

(1) 基準日^{注2}における残工期が2ヶ月以上ある工事

（工期延伸の予定がある場合は基準日^{注2}から予定工期までの期間が2ヶ月以上ある工事）

(2) 次式を満足するもの

$$\text{スライド額 (S)} = (P_2 - P_1) - P_1 \times 1 / 100 > 0$$

P_1 : 請負代金額から基準日^{注2}における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P_2 : 変動後（基準日^{注2}）の賃金等を基礎として算出した P_1 に相当する額

2. 出来形確認資料の例

- ・ 基準日^{注2}における工事出来形内訳書
- ・ 基準日^{注2}における出来形写真
- ・ 実施工程表付き工事履行報告書 など

3. お問い合わせ先

環境森林部 自然環境課 技術管理担当 TEL : 0985-26-7164

農政水産部 農村計画課 技術管理担当 TEL : 0985-26-7165

県土整備部 技術企画課 技術基準担当 TEL : 0985-26-7047

注1 : 各省庁等において、賃金等の急激な変動に対処する旨の通達がなされた場合に適用する。

注2 : 基準日とは、スライド請求日から14日以内において受発注者の合意により定めるスライド額算定の基準となる日。